

会 議 録

事務局 - 総務部税務課税制担当係 電話03 - 3981 - 1376

附属機関又は会議体の名称	豊島区法定外税検討会議（第1回専門委員会）	
事務局（担当課）	総務部税務課	
開催日時	平成15年4月8日（火）午後6時33分～午後7時56分	
開催場所	健康プラザとしま7階 多目的ホール	
出席者	委員	<学識経験者> 中村芳昭(会長)、今井勝人(第一部会長)、池上岳彦(第二部会長)、山川仁、内山忠明、小林秀樹、野口和俊
	その他	<幹事> 財政課長、広報課長、税務課長（事務局兼任）、都市計画課長、都市開発課長、住宅課長、交通安全課長
	事務局	税務課長、税務課税制担当係長(2)
公開の可否	公開 傍聴人数17人	
非公開・一部公開の場合は、その理由		
会議次第	開 会 議 事 1．論点整理と使用資料等について (1) 放置自転車等対策税 (2) ワンルームマンション税 2．今後の検討方法等について 3．その他	

審 議 経 過

開 会

事務局： それでは定刻になりましたので、ただいまから、豊島区法定外税検討会議の第1回目の「専門委員会」を開催させていただきます。本日は足元の大変悪い中をお集まりいただきましてありがとうございます。本日より、専門家の先生方による委員会を開催させていただくこととなります。本日のところは議事にもありますように今後専門委員会で検討すべき事項、あるいは今後の検討方針等についてご議論をお願いしたいと思っております。

それでは会議の運営につきまして、会長の中村先生、どうぞよろしく願いいたします。

会 長： それでは第1回の専門委員会を開催したいと存じます。これまでは二つの部会に分かれてそれぞれ検討していただいたわけでございます。本日出席の委員の皆さまも会議にも加わっていただいていたわけですが、どちらかといえば「広く意見を聞く」という形に徹していただいたのではないかと思います。そういう意味では広くお聞きいただいた意見をもとに、これからは専門的な観点からそれらを踏まえ、どう考えていったらよいのかということ、この専門委員会では議論していただきたいと思っております。もちろんいろいろな専門の方がいらっしゃいますので、ここでどういう形で進んでいくかということについては難しい局面もあるかと存じますが、できるだけ忌憚のないご意見を述べ合って、この問題について専門的な議論を尽くしていただきたいと思っております。

それから、既にお話ししましたように、この専門委員会も公開で行うという形をとります。おそらくこういった形で専門家の委員会を公開することは無い場合が多いと思っておりますので、難しいところもあるのですが、ここではできるだけ公開するということを重視するということにしたわけでございます。そういう意味では意見の出しにくい面などもあるかも知れませんが、この問題自体は専門的な知見を加える、あるいは議論を尽くすということが求められておりますので、できるだけ躊躇することがないようにしていただいて忌憚のないご意見を出していただければと思っております。傍聴される方々もそういったことを踏まえて、各委員が自由な意見を述べるように見守っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それではまず各部会で既に議論が取りまとめられておりますので、それらの意見を元に今後の「論点整理」という形で、5分から10分程度でご説明をいただきたいと思っております。最初に第一部会長さんからお願いいたします。

1. 論点整理と使用資料等について

(1) 放置自転車等対策税

第一部会長： それではお手元にお配りしてございます「資料1-1 『放置自転車等対策税』に関する論点整理」という資料に基づきましてご説明いたします。いくつかの論点に分かれておりまして、全体で7項目ございますが、順にご説明いたします。

まず、「1. 総括的な論点」でございますが、新税の目的は区が実施している「放置自転車の撤去、保管等」と、「駐車場、いわゆる駐輪場ですが、維持・管理等」、それからここはちょっとご訂正いただきたいのですが、「整

備」という言葉も「維持」の前に付け加えさせていただきます。整備・維持・管理に要する費用の一部を、法定外目的税である「放置自転車税等対策税」、これも「税」が余計でございましたので、削除していただきまして、「放置自転車等対策税」を上記、の「誘因者」としての鉄道事業者に課することによって、上記、をさらに充実させることである。というものであります。この、の施策が必要であること、さらに充実されるべきことについては第1部会のなかで異論はなかったところです。したがって、総括的な論点は上記、の費用の一部を「放置自転車等対策税」というかたちで「誘因者」としての鉄道事業者に求めることが適当であるかどうか、という点にございます。そのために、2以下で述べますようにいくつかの論点について検討する必要がある、ということでございます。この「専門委員会」の議論は、そこに集約されるかとも思いますが、もう一点補足いたしますと、「本税が放置自転車そのものの減少に資するかどうか」も検討すべきであるという意見も第一部会では表明されましたが、「効果がないのではないか」という意見表明はあったものの、この論点について第一部会で特に議論を深めることはしなかった、というのが現実でございます。これは後に出てまいります論点とも関係してまいります。

こういった総括的な論点のもとで、以下のとおりいくつか申し上げるような論点が出てまいります。

まず、「2. 論点(1) 法律的根拠に関する論点」であります。ご承知のとおり、本税に関連する法規は、地方税法第731条(法定外目的税)に関する条文と、自転車法第5条2(鉄道事業者の責務)にありますものでございます。

この、法律的根拠に関する論点といたしましては、まず「(1-1) 法定外目的税新設に国(総務大臣)が同意する場合の要件(いわゆる同意要件)をクリアしているかどうか」であります。全部で三点ございます。ここに記しました三点のいずれかに該当する場合を除いて総務大臣は同意しなければならない、と地方税法上は定められております。

それから、これに関連いたしまして「論点(1-2)「国の同意の処理基準と留意事項」(総務省自治税務局長通知)をクリアーしているかどうか」がございまして、これらをクリアーしているのかどうかという点も第二の論点になります。六項目ございまして、このうち新税の目的を、先ほど申し上げましたように第一部会ではあまり議論できませんでしたが、「放置自転車そのものの減少を目指す」という点にも求めるといたしまして、の「税以外のより適切な政策手段の有無」というものは重要な論点になるだろうというのが、私の考えでございます。

それから、新税の目的を「費用の一部を鉄道事業者に求める」とすると、特にの「課税の公平」が重要な論点になります。これは課税の公平というよりも、放置自転車等対策税の場合は、「費用負担の公平」というべきではないだろうかというのが、私の考えでございます。そういった点が重要な論点になるだろうと思います。そして、「費用負担の公平」を問題にすると、区の施策による受益をどう考えるのかということも重要な論点になるわけでございます。これらの論点は別個にもう少し広い範囲で検討すべきである、ということで、3以下にそれらのことについて整理してございます。

それから、もう一つ法律関係で論点になりますのは「論点(1-3) 自転車法第5条2(鉄道事業者の責務)をめぐる論点」でございます。これについては区と鉄道事業者の主張がそれぞれ「部会報告」(法定外税検討会議「第2

回全体会」資料2 - 1)の5ページに詳細に記されておりますし、部会の会議録を読んでいただきますとわかりますように、この点についても部会でかなり議論いたしました。その論点は、私が理解いたしますところ、区と鉄道事業者の主張のうちどちらがより「妥当性」があるのかということと考えたとき気になりますのが、「自転車法の規定の解釈が新税の可能性を左右するかどうか」であります。区の主張に沿えば「新税は可能である」ということになり、鉄道事業者の主張あるいは解釈により「新税は不可能になる」ということになります。そういう意味で自転車法の規定の解釈が新税の可能性を左右するかどうかということが一つの重要な論点になるかと思えます。この辺をもう少し一般的に考えますと、地方税法と自転車法の関係をどう考えるかという問題になりますし、さらに自転車ということについて考えますと、「一般法と特別法」という関係にもなるのかという感じもいたしますが、この辺は私の専門ではございませんので、特に法律関係の先生のご意見をお聞きしなければいけないということで、この「論点(1-3)」に示しておきました。

それで、ただいま申し上げましたこの「法律的根拠」に関する論点の(1-3)につきましては第一部会で様々な議論をいたしました。ただこの「左右するかどうか」という点につきましてはあまり議論してございませんけれども、自転車法の解釈を巡ってはいろいろ議論いたしました。論点(1-2)につきましては「費用負担」の公平といいますが、あり方という観点から第一部会でも議論いたしました。論点(1-1)についてはほとんど議論してございません。(1)については部会報告でも記載されておりますが、議論しております。

以上が2の法律的根拠に関する論点でございます。

次に、「費用負担の公平」ということに関しましては次の3番の(2)と4番の(3)に分けて整理してございます。論点(2)は、大きく分けると、「放置自転車の撤去、保管等にかかわる費用負担の公平」の問題でございます。それがさらにいくつかに分かれますけれども、(2-1)としまして「自転車放置者に罰則を適用できないか(罰金の徴収)」ということも論点になるかと思えます。それから(2-2)としまして、「自転車放置者に対する料金というかたちでの現行負担が妥当かどうか」ということも議論の対象になります。次も論点(2-2)とありますがこれは(2-3)にご訂正ください。「商業施設に対しても負担を求めるべきではないか」ということでございます。これに関しまして区の考え方は、私の理解するところでは、現在行っている撤去作業が朝の出勤時後であることを前提にしているわけですが、将来的には午後の撤去作業も必要になりうることで、また新税の目的を「放置自転車そのものの減少を目指す」という点にも求めるとすれば、この「商業施設」に負担を求めるということも重要な論点になるかと思えます。またこの点に関連しまして、鉄道事業者の主張を私なりに解釈しますと、カッコ内が私が補ったところでございますが、「(自転車を使つての商業施設利用者は施設の利用それ自体が目的であるが、)自転車を使つての鉄道利用者は鉄道を利用して他へ移動することが目的であつて、鉄道利用それ自体が目的ではない、(その限りで鉄道事業者と商業施設所有者とは性格が異なるという)鉄道事業者の主張(『部会報告』5頁)をどう考えるかも1つの論点になる」かと思えます。このカッコ内の文言は鉄道事業者の主張を私なりに「こういう意味なのだろう」ということを補なえば理解しやすいだろうということで補

足した部分でございます。商業施設と鉄道事業者は性格が違うということでございます。これは経済学の問題にも関連してまいります。また、この「性格が違う」ということは、自転車法でも鉄道事業と商業施設が別に扱われているわけですが、この点も鉄道事業者の主張、あるいは私が理解することと関係するかどうかということも一つの論点になろうかと考えております。

次が4の論点(3)「駐車場の維持・管理等にかかわる費用負担の公平」でございます。これも「維持」の前に「整備」を加えさせていただきます。これもいくつかに分かれていますが、論点(3-1)「駐車場利用者の現行費用負担が妥当であるかどうか」、それから論点(3-2)「駐車場の維持・管理等にかかわる費用まで鉄道事業者に負担を求めるのはどうかという考え(堤委員の意見、『第五回部会の参考資料』)」ということがございます。また逆に、論点(3-3)「駐車場の建設に要する費用の負担配分についても検討する必要がある」という考え(平野委員の意見、『第五回部会の参考資料』)」もでございます。次の論点(3-4)は、「駐車場の建設に関しては周辺区との共同施策を追求する必要はないか。また都や国の補助を追求する必要はないか」ということも論点になろうかと思えます。

以上が、放置自転車そのものと駐車場を分けた議論ということでございますが、次の論点はその両方に関わる問題でございます。

5. 論点(4)「放置自転車の撤去、保管等と駐車場の維持・管理等両者にかかわる費用負担の公平」でございますが、まず論点(4-1)「区外の者の現行費用負担が妥当であるかどうか」という問題でございます。まへの論点の(3)と(4)にも関連する話でございますが、部会に提出された区の資料によりますと、豊島区という地域的な特性を反映しまして、豊島区が行っている事業を利用している者は区外の者も相当数ののぼります。駅によって違いますが、その場合に区外の者の費用負担が妥当であるかどうかということも論点になろうかと思えます。駐車場の利用料金は区民と区民以外の者では差がございしますが、放置自転車の撤去・保管料につきましては区民と区民以外の者の差はなかったと思えます。

以上、申し上げてまいりました論点(2)(3)と、(4-1)までは第一部会でそれぞれ検討してまいりましたが、次の、論点(4-2)については全く検討しておりません。私が部会報告等を読み直して新たに付け加えたものでございますが、「区の施策により駅周辺を区民が安心して通行できるようになることを考えると、例えば区民税均等割の増税も検討に値するのではないか」ということでございます。これは新たに私が付け加えた点でございます。

それから次の6. 論点(5)は、以上の前提として「区の施策による受益をどう考えるか」ということでございます。費用負担の問題でございますので、その施策から「誰がどれだけ受益を受けているのか」ということも一つの論点になり得るわけでございます。まず、「自転車の放置者、駐車場利用者」でございます。それから「鉄道事業者、商業施設で商業を営むもの」、それから「駅周辺通行者」これは区民一般ということによろしいかと思えますが、これら三つのタイプの受益者がいるかと考えられます。その他の論点といたしまして、「区の主張のように、鉄道事業者は自転車利用者から利益を得ているということが課税の根拠になるかどうか(『部会報告』7頁)」ということをどう考えるのかということも一つの論点になろうかと思えます。

以上が、いわば「課税の根拠」に関わる論点でございますが、そういう課

税の根拠で新税が可能であるとしたときには、次の7.論点(6)「鉄道事業者に課税できるとした場合、課税標準の算定方法、税率、複数の鉄道事業者(「事業者」に訂正)間に税額を按分する方法、減免措置等に関する検討」が必要になるかと思えます。

そういう意味では最後の部分にかなり時間を費やさなければならぬだろうと思えますけれども、一応、区の間接法は示されております。第一部会の報告書をお読みいただければわかるかと存じますが、区の間接法は示されておりますので、鉄道事業者に課税ができるとなれば、区の間接法でいいのかということを検討すべきということになると思えます。私といたしますと、論点(5)までを、まず相当時間をかけて検討する必要があるかと思っております。

新たに私が付け加えたこと等が含まれておりますけれども、以上が第一部会の部会報告、あるいは資料等を見ながら私なりにこの「専門委員会」で検討すべき論点であると考えたものでございます。取り急ぎましてご理解しにくいところがあるかと存じますが、以上が論点でございます。

会長： どうもありがとうございました。形式的な部分ですが訂正しておいた方がよろしいかと思う箇所がございましたので、申し上げさせていただきます。二箇所ございますが、まず(資料1-1)1ページの下から4行目に、「自転車法第5条の2」とありますが、これは「第5条第2項」だと思います。2ページにも同じ箇所がございますので、よろしく願いいたします。

第一部会長： わかりました。

会長： それでは、ただいまのご説明についての質疑等は後ほど一括して行うことにいたします。続きまして、第二部会の方から部会長さんに論点整理の報告をしていただきたいと思います。

(2) ワンルームマンション税

第二部会長： はい。私の方も論点整理ということで資料を出させていただきましたけれども、これは部会報告より抜いたような形式になっております。部会報告自体が論点整理のような形になっておりますので、それを「この論点についてはこういう点に対立している」というように半分程度に短くしたものでございます。

まず、ワンルームマンション税の区から出されました定義については1に示したとおりでございます。

次の2は、「1戸当たり25㎡以下のワンルームマンションを抑制すべきか?」という原則的に一番大きな問題でございます。これについて以下の五つの種類の意見が出されたわけございまして、果たしてこれをどう考えるかということが大きな問題であろうと思えます。は区の間接法で、「1戸当たり25㎡以下のワンルームマンションを抑制すれば単身世帯の割合を低くすることができる」ということございまして、は、それでは足りなくてもっと広いところから抑制しなくてはならない、むしろ29㎡もしくは35㎡以下のところからすべきだ、ということです。は、単身世帯を抑制するというとは少し違うことなのですが、ワンルームマンションの借主の生活態度といいますが、あるいはワンルームマンション自体の長期的な維持管理の可能性にも問題がある例がみられるので、ワンルームマンションを抑制すべきだという立場です。この から までは、「ワンルームマンションを抑制すべきである」とい

う考え方でございます。それから はこれらとは反対でございまして、「単身世帯が増えるのは抑制すべきではない」という立場でございます。基本的に「住宅ストック」の問題は市場の受給バランスの問題であって、これに介入すべきではないという考え方でございます。それから は賛成・反対どちらとも言えないのですけれども、豊島区内で一括してワンルームを抑制するしないというのは、地区ごとに区切って施策を考える必要があるとの意見が出されたということでございます。これがまず原則的な論点でございます。

それから2ページにまいりまして、3.「税以外の施策に関する論点」でございます。(1)と(2)がございしますが、実質的には(1)の方だけでございます。これは豊島区がファミリー世帯を誘導する政策を行ってきたということは(部会の)皆さんは認めているんですが、ただこれ以上はファミリーマンションを建設するだけの土地が豊島区内にあるかどうかということについては、あまり大きく期待することはできないのであって、ファミリーマンション誘導策自体にもあまり大きな効果を期待できないのではないかと。むしろワンルームマンションに適した広さの土地が多いとの意見が出されたわけでございます。これは区の考え方とは反対になっておりますので、ファミリー世帯誘導策自体が有効かどうかという論点があるのだと思います。それから、(2)の規制的な政策手段につきましては、これはほとんど意見の相違はなくて、要するに規制的な手段というのは、住宅ストックのアンバランスを是正するという手段としてはどうもあまり十分ではないということで皆さんの意見が大まかには一致していたのではないかと思います。

それから、4.「課税案に関する論点」でございますが、まず(1)課税の根拠でございます。こちらは四つに分かれるのですけれども、この税はワンルームマンションの新築抑制と、ファミリー世帯の増大及び定着をはかる「インセンティブ」の財源を調達するという二つの課税の目的が区から出されております。これについての論点でございます。まず のところの「新築抑制」という考え方につきまして、ワンルームマンションの建築主の方が「住宅ストックのバランスを失わせる」ような原因者に当たるという意見が区から出されたのですが、それから先ほどもありましたが、ワンルームマンションの管理状態、あるいは実際に部屋を借りて住んでいる人の生活に問題があるのではないかと。いう点から、ワンルームマンションの新築を抑制したいという立場からの意見が出されております。もう一つは逆に、先ほど申し上げましたように、「住宅ストックのバランス」というものは、むしろ市場の受給バランスの問題であって、豊島区の状態を考えた場合にはワンルームマンションが新築されるということ自体、土地の有効利用と評価すべきであり、これに介入すべきではないという考え方が出されております。それから として、ファミリー世帯の誘導策の財源を調達するという論点につきましては、先ほど申し上げましたように、それに適した土地が確保できるのかという論点が出されたわけございまして、そこで評価が分かれるところになっておりますので、それが第二の論点になっております。 の議論は、「法定外目的税」という形でワンルームマンション税は提起されているわけですが、ワンルームマンションから税を徴収してそれをファミリーマンション誘導策に充てるというのは、通常の原因者負担としての法定外目的税というのとは少し異なる面がある、との意見が出され、これについてどう評価するのかということでございます。それから と につきましては、東京都特別区の特殊事情ということで、まず として、特別区というのは固定資産税が都税であるため、かけていないということでございます。ですから超過課税や不均一課税といった政策もとれない、という特殊事情があ

るといことです。それを補う施策として、固定資産税と同じようにワンルームマンションの建築主に対する課税が所有者もしくは借主に転嫁されるとすれば、制限税率の範囲内で課税してもいいのではないか、そういうことがあり得るのではないか、という考え方でございます。それから ですが、固定資産税については住宅用地に対する政策的な優遇措置がありまして、これにつきまして優遇政策を行わない選択が豊島区にあり得るのではないか、との意見が出されました。その分の優遇措置をはずすという意味での課税をしてもいいのではないかという論点でございます。この と については大きな反論といえますか、とりたててこれに対して意見としては出されたわけでございますが、法律上できないとか、そういった反論はございませんでした。

それから第一部会からもありましたけれども、(2)「国の同意要件との関係」につきまして4ページにかけてまとめてあります。これも後でまとめればいいのですが、「基本的に固定資産税など他の税との関係で重過ぎる」と、つまり負担が大きすぎるのかどうかについては、 に書きましたように、固定資産税や不動産取得税と課税標準を同じくするかどうか、また負担する人が同じかどうかということも問題となるわけでございまして、そうなった場合は負担の程度が重過ぎるかどうかということが次に問題になるかと思いません。それから の、「物の流通に重大な障害を与えること」という場合には、建築物に対する課税というのが物の流通ということの課税と同じと言えるかどうかということが論点としてあり得るかと思いません。それから の「国の経済施策」との関係につきましては、ワンルームマンションに対して区が独自の判断で負担を求めることが国の経済政策、住宅政策に反するかどうかということが論点となるということかと思いません。それから先ほどもありましたように、 として、総務省自治税務局長の通知の中で、「課税の公平・中立・簡素」という一般原則との関係というのがございますけれども、それについての論点もここで少し出させていただきます。これは細かくなりますので、こちらに書いてございますということを確認するに留めたいと思いません。

次に(3)の「課税の対象」ということでございますが、これについて4ページから5ページにかけて書いてあります。ここでは、課税対象をもっと広げた方が課税の公平にかなうのではないかという意見かと思いません。まず としては、より広い方向へ、つまり29㎡、もしできれば35㎡以下といったところまで課税すべきだ、との意見がありました。これは単身世帯を本当に抑制したいのであれば、そこまでやらなければいけないのではないかということで、課税の効果といいますか政策目的の実現という観点からの意見であったと思いません。それから が公平の問題として、小規模零細経営のワンルームマンションや木造アパートといったものにも課税しなければ、「課税の公平」に反するのではないか、という意見でございます。それについての論点が出されたわけでございます。それから豊島区は「木造アパート建て替え促進策」というものを行っておるわけでございますが、それとの関係をどう考えるかということがあるかと思いません。

それから最後に(4)「税率」の問題といたしまして、税率が1戸当たり50万円という課税案なんです、まず として、これでは建築抑制効果が非常に大きくなってしまい税収がむしろ上がらずにファミリー世帯誘導策の財源は生まれない、そうすると「財源調達」という目的に反するのではないかという意見が出されたわけでございます。これにつきましては実際にどの程度の建設抑制

効果があるかということも当然問題になりますけれども、果たしてそういった「抑制効果」があった場合、それでもいいのかということでございます。それから、本当にファミリー世帯誘導策の財源を確保するということを行えば、建設抑制効果が過大になることなく税収が上がった方がよいということになるかと思いますが、実際に1戸50万円というのを下げるという可能性もございますし、逆にもう一つ、固定資産税との関係で負担が著しく重くなるかどうかということもございます。そういったところで、税率を検討しなければならないということがあるかと思えます。これがの後半と次のに書かれたものでございます。つまり、固定資産税の制限税率とのバランスを考える必要があるのではないかという論点でございます。

以上でございます。

質 疑

会 長： どうもありがとうございました。今、両部会長からそれぞれ論点整理をしていただいたわけですが、まず「放置自転車等対策税」の論点整理について、何か別の考え方や違う論点も入れる必要があるといったご意見がございましたら、お出しいただきたいと思います。

委 員： 私は「まちづくり」や「居住政策」に携わっている立場にございますが、まず「ワンルームマンション税」と「放置自転車等対策税」との違いを指摘させていただければと思います。

「ワンルームマンション税」につきましては、東京都の中で豊島区だけが突出して単身比率が高く、東京都の中でも豊島区が先行して課税するという理屈が比較的あるような流れになっているのですが、これに対して「放置自転車等対策税」の方は、理解としては豊島区だけがというのではなくて都内のどの区も同じような理屈になっていると理解していいような内容なのではないかというのが一点でございます。

それともう一点は、まちづくりではよく「公共交通」といいますが、「サービスが区の中で閉じていない」ということでしょうか、普通の商業施設等であれば他区から来るにしても商業施設に課税がなされればその商業施設が負担をするということですが、たとえば鉄道であれば他の区に行っているわけですから、豊島区だけが課税した場合に他区の運賃に影響を与えることになり、つまりサービスが豊島区だけで閉じていないという問題があるのではということです。その辺についての論点整理というのはどう理解したらよろしいのかということです。

第一部会長： まず最初の点につきましては、お話のとおりだろうと思えます。「放置自転車等対策税」に関しましては多分、豊島区だけの問題ではないだろうと少なくとも私自身は理解しております。ただ、第一部会で特にそういう観点から検討したことは無かったかと思えます。

それから二点目につきましては、いわゆる租税負担の「転嫁」に関係するわけでございますけれども、第二部会の方ではだいぶ、転嫁ということについてご検討されたようでございますが、第一部会では転嫁の有無についてはそれ自体取り上げて議論したというよりも、区側の方で、税率や課税標準の算定に基づいた区の「試算」によりますと、それほど大きな影響はでないのではないかという説明がどこかでされたかと記憶しております。会議録を今きちんと精査しておりませんが、鉄道事業者からは「料金値上げにつながる

可能性が非常に強い」という趣旨のご意見はあったかと思えます。

会 長： 今の点はよろしいでしょうか。

委 員： 多分、部会長が論点整理でご指摘されました(資料1-1の)3ページの「鉄道利用者は鉄道を利用して他へ移動することが目的」というところが、私の申しあげました「サービスが区の中で閉じている、いない」ということときっと一緒なんでしょうね。

第一部会長：私もそうだろうと思えます。

会 長： よろしいでしょうか。私の方からも一点お聞きしたいのですが、僭越で申し訳ないのですが、「放置自転車等対策税」の中の(資料1-1)論点の3(2-1)のところで「罰則の適用」の問題を入れておられるのですが、これは別に分けた方がよいと思えます。料金の問題と罰則の問題とでは、多分法律上も扱いが異なりますし、適用のルールも違いますので、この項目に入れずに違う論点として分けられた方がよろしいのではないかと思います。

それでは他にございますでしょうか。

委 員： (資料1-1の)4ページの6.論点(5)の、放置自転車の利益を誰が得ているかという趣旨のところですが、まちづくりの中では「駅勢圏」、駅の拡がりという概念がございます。この場合、自転車を簡便に利用できるのであれば駅勢圏が広がるので、その結果たとえば賃貸住宅を経営する人たちがより経営しやすくなる、さらにそれによって地価が上がる、それが固定資産税などに反映されるということも考えられるのだと思えますが、そういう観点も少し入れていただいた方がよろしいのではと思うんです。「駅勢圏が拡がることにより住宅経営者が利益を得ている」ということですね。

会 長： 「えきせいけん」とはどんな意味なんでしょうか。

委 員： 駅の勢力の圏内ですね。

第一部会長：実は先ほどの説明で十分でなかったのですが、(資料1-1の)3ページから4ページの5.論点(4-2)のところで、「区民税均等割の増税も検討」というところで、先生がおっしゃったことも考えていて、次の6.論点(5)のところで「駅周辺通行者」としたのは少し限定し過ぎかなという点で私自身も気にはしていたところがございます。ですから今おっしゃった内容は、駅周辺通行者というよりむしろ区民一般、あるいは区内で様々な事業活動をしている方々のご理解をいただいで結構かと存じます。

会 長： 今の点もこれでよろしいでしょうか。他に部会の議論の確認も含めまして何かございましたらお出しください。

委 員： よろしいでしょうか。自転車の方の部会を拝見すると、鉄道の上を利用して駐輪場に提供したらどうかという議論もどこかにございました。それで、私たち専門分野の常識から申し上げますと、もし鉄道利用で放置自転車が多いのであれば、鉄道事業者に敷地を提供してもらうのが一般的で、その場合には土地が安いところであればそれでいいのですけれども、土地が高いところではそれが難しい、運賃との均衡がとれないということで、それで鉄道敷地の上を提供してもらったらどうかと、いわゆる課税以外の手段ということになると思うのですが、そういうことを検討するというのが何となく素直のような気がしてしまうのですが、いかがでしょうか。何か議論もあったようですが。

第一部会長：池袋に関して申し上げますとそういった構想も立てられたようですが、結局実現できなかったという詳細な経緯のご説明を区の方からいただきました。ただ、ちょっと正確でない表現になるかも知れませんが、今のお話にも

ございましたが特に豊島区のような地域で考えますと、鉄道事業者側も提供できる用地が少ないということは何回か主張されておりまして、提供できる用地については既に提供しているという実情があるということは何度か繰り返されております。池袋以外の他の駅周辺に関連して、線路の上に駐輪場などを建設するというので、具体的にこの駅はどうかといったことについては、それほど深めた議論はしておりません。

会長： 今の点はよろしいでしょうか。

委員： その点で少し補足させていただきます。私の意見ではなく鉄道事業者の意見をそんたく（忖度）して申し上げますと、ただいまの件については「自転車法」の7条に「総合計画」という項目がありまして、豊島区はこの7条に基づく総合計画の策定作業はしていないということになっています。鉄道事業者としてはこの総合計画を策定する中で、必要ないしは可能な要求がなされればそれについてはできるではないか、というようなことがその根底にあるのではないかと思います。まず、そういった対策を進める前提として「総合計画を策定する」という手続をするべきだという意見がありました。

会長： どうもありがとうございました。たたいまの件でよろしいですか。

委員： そういうことをすればいいのではという意見ですので、結構です。

会長： ではこの件はよろしいですか。他に何かございましたらお願いいたします。

委員： よろしいでしょうか。ワンルームマンション税に関してなのですが、素朴な疑問で申し訳ございませんが、小さなマンションにしか住めない者に課税して大きな建物に住むことができる人に便益を供与するというのは、公平や中立の観点からいかがかという議論はなされたのか、なされなくてもよかったのか、その辺につき教えていただければと思います。

第二部会長： 公平の観点ということになりますと、基本的に豊島区の税の考え方は「住宅ストックのバランス」をまず問題にしております。大きい家に住む、小さな家に住むということは所得水準と関係あるということになると思います。それが全部、低所得の方と高所得の方のバランスであるということになりますと公平の問題になってくると思いますが、この構想は単身世帯とファミリー世帯の問題と捉えております。所得の問題と直結するかどうかは一つの論点になるかとは思いますが。

それから、先ほどの委員さんが言われたことで、豊島区の特殊事情ということで少し申し上げますと、第二部会の第1回目の会合（平成14年6月18日開催）で出されました資料1-1の中に図17として「住戸規模別の住宅ストック」というグラフがございます。これによりますと、豊島区は30㎡未満の住宅の割合が41%と非常に大きな割合になっています。これを周辺の区と比べて住宅ストックバランスの問題としてこれを捉えようとするのが区の考え方なのだと思います。

ですから公平の問題というのはいわゆる「所得水準」との関係で、所得の高い人を優遇してということになりますと、課税の一般原則に抵触してきますので当然問題になるかと思いますが、もともと政策目的ということで少し違っている、別の目的として考えているということなのだと思います。

委員： 今回の部会長のお話にプラスして補足させていただきますと、この課税構想は既存の単身向け（住宅）に課税しようとしているのではなくて、さらにこれから新築しようとしている建築主だけを対象と理解しておりますので、影響がものすごく大きなものではないのです。既にある単身用住宅に対しては十分に豊島区は便益を図っているということで、これから建てられるとコミ

ユニティや地域のまちづくり等の観点からも問題があるので、増える分だけ抑えようということですので、たぶん今のようなお話になると、所得の低い人から高い人へ便益を図るといったようなことは問題にならないのではと理解しております。

会 長： 今の点はよろしいでしょうか。

委 員： 私の考えでは法律の規制で、たとえば建築基準法第 40 条にあるその土地の気候・風土に基づく条例の制定をすとか、「地区計画条例」を制定すとか、外形的な高さを規制するというようなことによって、おそらくワンルームマンションの設計ができなくなる、あるいは、し辛くするような規制手段はいろいろあるのではと思いますし、それは法律上の規制ですから、当然守らせることができる。そうすれば必ず励行されますので、むしろ課税するようになりますと価格転嫁をすればいくらでも逃げ道があるといいますが、建つ余地があります。これを建てられなくするという方法もあると思うのですが、どうして「決定的な手段とはいいいがたいという点で、大きな意見の相違がなかった」ということになっているのか、これは会議録を精査すればわかることなのかも知れませんが、教えていただければと思います。

第二部会長： それらをまとめましたのが、「部会報告」(第 2 回全体会資料 2 - 2 平成 15 年 3 月 18 日開催)の 4 ページに載っております。ここに「(2) 規制的な政策手段について」ということで部会における議論のまとめが載っております。その中の ところどころで「地区計画」の件がありますが、実際に世田谷区などで地区計画を策定して、建築制限ということで「住戸面積の最低限度を定める」という例もあるという議論にはなったのですが、法的な有効性が果たして本当かという議論もございまして、第二部会の中ではこの条例が強制力を持つというものについて、まだ裁判にはなっていませんけれども、そういった方法が本当に有効なのかどうかという疑問も出されたということでございます。それで規制的な手段につきましては、第二部会での検討の段階では決定的に強制力を持つ条例というのは難しいのではないかという議論になったわけでございます。これは、「そうではなくて強制力のある規制ができる」という見解がもしこの専門委員会で出されるのであれば、また違ってくるわけでございますけれども、それはもちろんこれからの議論に委ねられると思っております。部会の段階では難しいのではないかとございまして。

委 員： 今の部会長のお話を少し補足させていただきますと、先ほど委員さんがおっしゃった件で二点ほど議論がされました。

まず一点は、現実問題として建築制限条例を制定するときに、「地区計画」の対象区域内の「住民の同意」がどこまで得られるのかという現実論がございまして、実際にそうした観点から制定があまり期待ができないのではないかとことでした。ちなみに他区でそのような制限条例に係る制定をしている例があるというご説明はいただいたのですが、その実態は、その制定された地区内では住民が極めて少数であって了解を得られやすい、そして現実にはその地域には規制の対象となる建築物はまだできていない、つまりこれからできるものを規制したい、という地域性があるという報告がございました。

それからもう一点は、私の個人的な意見ではありましたが、「用途規制」という中で、住居に使用できる地域であるにもかかわらず、その中で住戸の面積までしばりをかけられるのだろうかという、対象の観点から都市計

画法上あるいは建築基準法上、住居として使用が認められる地域において個々の住戸で面積が一定以下のものはだめだというしぼりは難しいのではないだろうかという意見を申し上げたという経過がございます。

会長： よろしいでしょうか。

委員： はい、問題点の所在はわかりました。

会長：他に何かございますか。論点といたしましては今まで出されたものを含めてこれでよろしいでしょうか。

委員： 一点だけ、自転車の方の論点整理（今回資料1-1）の1ページで、「誘因者」の考え方なのですが、鉄道事業者を「誘因者」と捉えるかどうかということ自体、論点になっているわけでしょうか。

第一部会長： なりました。

委員： 意見が一致しているわけではないのですね。

第一部会長： はい、一致しているわけではございません。

会長：他にいかがでしょうか。

委員： それぞれの論点についてどうかというのは、これから一つずつやっていくということになるのでしょうか。

会長： それぞれの論点整理に対しまして、私としては今後まずそれぞれ3回ずつ検討してはどうかと思います。どういう形で行うかということについては、論点についてそれぞれ吟味をするということで、その際に半分程度ずつ検討する、つまり各々3回ずつのうち最初の2回で論点を検討し、各3回目には総括的に全体の議論をしたらどうかということを考えていたのですが、いかがでしょうか。進め方としてはそんな形をとりたいと思っています。

進め方等で何らかの注意すべき点などがございましたらお願いします。

委員： これは一番最初にお話したことなのですが、これはむしろ区の方をお願いということになるのですが、もし放置自転車等対策税に関して仮に成立するというになると、ではなぜ東京都の中でたとえば新宿区が導入しないで豊島区だけが行うのかという理屈がやはり必要だと思います。そうしないと全部の区が同じ理屈でできることになりますので、非常に大きな課税になると思います。その部分の理屈ということが、お伺いしていた感じではあまりはっきりしなかったものですから、豊島区だけが他区に比べて非常に深刻な問題であるということはあるのでしょうか。

第一部会長： 先ほどこの問題は非常に広範囲な地方公共団体に影響があるだろうということをお願い申し上げましたけれども、放置自転車に関して申し上げますと、豊島区の場合最近こそ池袋は全国ワースト1ではないようですが、いくつかの区と並んで飛びぬけて深刻な状況にあるということは間違いのないと思います。それは部会での資料の中にもあろうかと思えます。

委員： その点は、これも個人的な経験だけで申し上げますと、例えば同じ東京都の23区の中でも駅の近くに自転車の駐輪場をつくるということ自体、営業的に採算が合うところがあるんですね。そういったところは黙っていてもつくりましますし、むしろ補助金が出るとかいろいろなことがございますので、全部が均一な条件であってこういった放置自転車に関わる税が必要ではないのかも知れないと思います。その辺は行政の方できちんと調べていただいた方がよろしいとは思いますが、少なくとも個人的な知識・経験だけですとこんなことが言えるのではと思っております。

第一部会長： それからもう一点よろしいでしょうか。先ほどの委員のご意見、あるいはご質問に対するもう一つの論点は、私は財政学を専門にしておりますもの

ですから強く考えるのかもしれませんが、やはりこの税が「法定外税」という地方税法上の規定に基づいているということで、その趣旨からいいますと豊島区が大変な状況にあるということをご前提にしますと、他の区がそれを見習うといったことはあまり意識しなくともいいのではというのが私の考えです。豊島区が法定外税ということで工夫する大きな理由となるのは、地方税法の考え方でいいのではないかとというのが私の理解ではあります。

会 長： よろしいでしょうか。実質的にさらに詳しい議論については次回以降にしていきたいと思いますが、基本的な点に関しましてまだ何かございましたらどうぞ。

委 員： 補足という形になるかと思いますが、要するに自転車を放置した人がいるわけですね、その人が放置をしたことで行政が撤去等の費用を負担しなくてはならない、その部分の一部を鉄道事業者負担してもらいたいということですね。要するに直接の原因者が他にいて、その人は道義的に見れば非難されるべき人がほとんどだと思いますが、放置してはいけない場所に放置する。こういう者がいるのに、なぜ鉄道事業者がその人の負担をしなればいけないのかということが、これは(今回資料1-1 4ページ)論点の(5)になるとと思いますが、たぶん鉄道事業者が反面安心して鉄道を利用してもらえという利益はあるものの、そういった不心得者、あまりこういう言い方はよくありませんが、がいなければ負担する必要がないものを求められてしまうというところで、私にとってみても素朴な疑問としてあります。

第一部会長： さらに補足いたしますと、今のようなご意見のような問題が(今回資料1-1 2ページ)論点(2-1)で、先ほど(2)と分けた方がよろしいのではというご意見がありましたが、明らかに違法行為をしているという問題がございますし、(2-2)の論点はそうした点に関連してまいります。

会 長： 今の点はよろしいでしょうか。

委 員： よろしいでしょうか。ちょっと教えていただきたいのですが、今のお話で、放置自転車に罰則を適用できないかということについては、普通に考えますと誰もそれが一番いいのではないかと考えると思います。でも多分難しいという状況がきっとあるのでしょうか。その難しいという状況を教えていただければと思います。ちょっと乱暴かもしれませんが、例えば一斉に撤去して即売り払ってしまうようなことはできないのでしょうか。

第一部会長： 「部会報告」(第2回全体会資料1-2 平成15年3月18日開催)の7ページの上の方に、「なお、施策の前提条件として『自転車を放置する者』の罰金等の制裁の可能性についても議論が及んだが・・・」というパラグラフが、その件につきまして書かれているもので、区の方からは「困難である」という見解が示されております。ただこの辺について深めた議論をしているわけではございません。それからいくつか関連した資料も部会では出ておまして、もう少し詳しいものもあったかと思えます。

委 員： その点は私はこういう理解で口を挟まなかったということがあります。例えば、「罰金」ということになれば、豊島区が告発して検察官が起訴してということになりますから、そんなことは現実にはあり得ない。それから、「過料」ということになれば豊島区が自ら取れるわけですがけれども、それは過料という名目で取っても、自転車の移転費用の「実費負担」という形で取ってみても同じことなんです。むしろ「過料」という形になりますと適正な手続きを経なければいけませんので、もっと時間がかかることになります。放置自転車を撤去してその撤去費用を取るということだけでしたら、「自転車法」に基

づいて簡便な手続きで済みますけれども、多分「費用対効果」という面では全く逆の効果になるのではと思います。それは「論点」ということで、後でご議論いただければと思います。

委員： 論点に入ることかも知れませんが、私の拙い知識なのですが、「遺失物」なので勝手に処分できないというのがきっとあるのでしょうか。本来であれば撤去してそのまますぐ売却するというのが一番保管料もかからなくていいと思いますが、もし豊島区がすぐ処分という形で実施した場合は違法なのかどうかは論点になるのでしょうか。もし区の方で何かあればお願いします。

事務局： 区の方の立場といたしましては、これは「自転車法」に基づいて条例化するときに相当議論になった部分なんですけれども、やはり法律上は「他人のものを預かっている」ということです。ですから、「返還するという責務」が生じているということです。区側がそれを処分できるというのは「相当の期間」あるいは相手方と連絡をとった上で「相手方が所有権を放棄した」とみられるような要因が必要だということです。そうしたことから相当期間の保管というものが自転車法にも規定されているという理解であります。

会長： 今の点は法律論としてきちんと議論が必要だと思います。今後の検討の際にもう少し正確な形で議論を詰めていきたいと思います。ひとまずそれによるのでしょうか。他に何かございましたらどうぞ。

2. 今後の検討方法等について

会長： 特に無いようでしたら質疑はこの辺で打ち切りまして、検討の進め方についてどうするのかをまとめておきたいと思います。先ほども申し上げましたように、私としては今後まずそれぞれ3回ずつ検討してはどうかと思います。そのうち最初の2回で半分ずつ論点を検討し、各3回目には総括的に全体の議論を行いたいと申し上げたわけですが、それに付加いたしまして、その場合であってもまずどこまで半分の議論を行ったらいいのか、一応の目安をつけておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。まず「放置自転車対策税」について、どこまでというのはございますでしょうか。(資料1-1の)論点整理の形式からいたしますと、4.論点(3)くらいまでで半分程度でしょうか。それとも検討に携わった観点からどちらかに比重を置いた方がよろしいでしょうか。

第一部会長： 今の会長のお話で、論点整理(今回資料1-1)の4ページの7.論点(6)というのは具体的なものをほとんど示しておりませんが、もし「課税できる」となった場合には相当これについては検討の余地があると思います。わずか3行しか書かれておりませんが、話がここまでいけばかなりの議論があり得ると考えますが、今のような整理でよろしいかと思います。

会長： 第一部会長からは今のような整理でよろしいということですが、他の委員の方はいかがでしょうか。

(一同了承)

それでは(資料1-1の)3ページの論点(3)までを目安として、次回の第2回専門委員会では取り上げて検討するということにしたいと思います。残りはその次(第3回専門委員会)で検討し、3回目(第4回専門委員会)は全体を通して検討するという形で行いたいと思います。よろしいでしょうか。それでは「放置自転車等対策税」については、ただいま申し上げたような形で進めていきたいと思います。

次に「ワンルームマンション税」についてですが、いかがでしょうか。第5回の専門委員会から検討ということになるとと思いますが、今の段階で検討範囲を決めておく必要がございますでしょうか。さし当たって目安となるところを提示しておいた方がよろしいでしょうか。

第二部会長：そうしますと時間配分ということになりますので、あまり切りが良いとは言えないのですが、(資料1 - 2の)3ページの下段の、(2)の前ですか、量的にいいますとこの辺までなんです。課税案の検討ということで繋がっているところですので、目標という意味も含めて初回はここまでという感じがいたします。

会 長： はい。第二部会長からただいま(資料1 - 2の)3ページの、「4. 課税案に関する論点 (1)」が終了するところまでということがございました。これは時間の関係がございますので、時間切れということになれば最低この(1)までということにしておくということはいかがでしょうか。

第二部会長：確かに切りのよいところという点では本来は(資料1 - 2の)2ページの3番目までなのですが、4の課税案のところ大きいものですから、後の方にたくさん残してしまうとまずいと思います。目標として4の(1)の「課税の根拠」までにしたいと思います。

会 長： そうですね。どうしても4番の分量が多いわけですから、途中で区切らなければいけないことになると思います。今申し上げましたように、さし当たって(資料1 - 2の)3ページの(2)の前までを予定するというところでよろしいでしょうか。

(一同了承)

それでは、申し上げましたような検討方法・検討範囲にしたがって次回以降進めていくことにいたします。

何か検討を進めるにあたりお気づきの点がございましたらお出しいただきたいと思います。

第二部会長：よろしいでしょうか。たとえば追加の「資料請求」といいますが、たとえばこういうものを集めてほしいということがあれば、早めに出しておきませんと時間がなくなってしまうと思います。特に自転車の方はすぐに始まりますから。

ワンルームマンションの方で言わせていただきますと、論点になっておるもので、「土地利用」の問題がございます。その辺が大きな論点になっておりまして、「ファミリーマンション誘導策に財源を調達したい」ということが出されているものですから、そこで果たしてそういうことができる余地があるのか、豊島区の場合土地が小さいのではないかと、ということが事業者代表の委員からは出されているわけでございます。ワンルームマンションの新築状況というのは出ていたと思いますが、たとえば逆に「ファミリーマンション」や「一戸建て」の最近の建築状況といいますが、「土地利用状況」ですか、なかなか難しいのかもしれませんが、参考となるそういった資料が出せるのであればお願いしたいと思います。

会 長： 今の点は、要するに豊島区の場合、ファミリータイプのマンションを建てるような広さの土地は少なく、ワンルームマンションに適した土地が多いので、ワンルームマンションが多く建っているという議論であると思いますが、これに対して果たしてそうであるのかを示すような資料があれば提出していただきたいということですね。この点は区の方としてはいかがでしょうか。

事務局： 準備できるか努力してみたいとおもいます。

幹事： 分譲マンションにつきましては、ワンルームマンションを含めて敷地が全部把握されておりますので、ワンルームマンションの場合の敷地の規模、それからファミリーマンションの敷地の規模など、すべてデータで把握できると思います。それから賃貸住宅の場合でも、いろいろな公的助成、例えば公団の民賃制度等で実際に区内に建っているファミリータイプのマンションの敷地面積ということも情報収集に努めまして、提供していきたいと思います。

会長： 他にございますか。

委員： もう一つだけ、資料があるようでしたらいいなと思いますのは、いくつかのケースで結構ですので、ワンルームマンションが仮にオフィスだった場合と比べてどれくらい税が軽減されているのかというものを出示していただければと思います。

幹事： 税というのは。

委員： 固定資産税ですね。

会長： 今のものはもう少し特定した方がよろしいかも知れません。つまり固定資産税はメインですが、それ以外に例えば住民税の関係などでしょうか。

委員： 住民税はちょっと把握できないと思いますので、基本的には固定資産税の「優遇措置」というのをワンルームマンションは受けていると思いますので、その受けているのがどれくらいなのかというのをいくつかのケースで、何箇所かかまいませんので、住宅用地の軽減でどれくらい得をしているのかということです。

事務局： できるだけ調べて対応したいと思います。

会長： 他にいかがでしょうか。ございませんか。

それでは議論していただきましたように、とりあえず次回から放置自転車等対策税について、論点整理にしたい前半部分を行い、後半部分をその次の委員会で検討する、そしてその後に全体を総括して検討するという形で検討を進めていきたいと思います。

会議の予定が月2回のペースということで、かなり時間的にもあまり余裕がないかも知れませんが、よろしく願いいたします。

それでは本日はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

閉会

<p>会 議 の 結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回は、今後専門委員会で検討すべき論点を確認され、次回から第4回目までは放置自転車等対策税について、第5回目から7回目までをワンルームマンション税についての検討を行うことでスケジュールの確認がなされた。 <p><委員の欠席> 岩田規久男</p> <p><次回日程> 第2回専門委員会 平成15年4月22日(火) (詳細は別途)</p>
<p>提出された資料等</p>	<p>資料1 - 1 「放置自転車等対策税」に関する論点整理</p> <p>資料2 - 2 ワンルームマンション税に関する主要な論点</p> <p>参考資料 「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」 (平成14年5月7日付総務省自治税務局長通知)</p> <p>参考資料 検討会議日程案 (平成15年3月18日第二回全体会配付資料)</p> <p>参考資料 検討会議部会別委員名簿・幹事名簿 (平成15年4月現在)</p>
<p>そ の 他</p>	